

平成30年 第2回斜里町議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月21日（木曜日）

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 承認第1号 専決処分「町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第35号 工事請負契約（新望岳団地B棟改修工事）の締結について
- 日程第4 議案第36号 工事請負契約（新光町公共集会所建設工事）の締結について
- 日程第5 議案第37号 工事請負契約（児童館長寿命化改修工事）の締結について
- 日程第6 議案第38号 財産（学校ICT機器（斜里・朝日小学校分））の取得について
- 日程第7 議案第39号 学校管理下負傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第8 議案第40号 町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第41号 町職員特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第42号 斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第43号 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第44号 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第45号 平成30年度斜里町一般会計補正予算（第1回）について
- 日程第14 議案第46号 平成30年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第15 議案第47号 平成30年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について

◎出席議員（14名）

1番 佐々木 健 佑 議員	2番 若 木 雅 美 議員
3番 大 瀬 昇 議員	4番 宮 内 知 英 議員
5番 櫻 井 あけみ 議員	6番 久 保 耕一郎 議員
7番 久 野 聖 一 議員	8番 小笠原 宏 美 議員
9番 桂 田 鉄 三 議員	10番 海 道 徹 議員

1 1 番 今 井 千 春 議 員

1 2 番 須 田 修 一 郎 議 員

1 3 番 金 盛 典 夫 議 員

1 4 番 木 村 耕 一 郎 議 員

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬 場 隆	町 長
阿 部 義 則	副 町 長
村 田 良 介	教 育 長
小 林 鋼 一	代 表 監 査 委 員
菱 川 正 治	農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者
北 雅 裕	総 務 部 長
馬 場 龍 哉	民 生 部 長
塚 田 勝 昭	産 業 部 長
芝 尾 賢 司	国 保 病 院 事 務 部 長
岡 田 秀 明	教 育 部 長
百 々 典 男	会 計 管 理 者
伊 藤 智 哉	企 画 総 務 課 長
鹿 野 能 準	財 政 課 長
茂 木 公 司	税 務 課 長
高 橋 正 志	ウ ト ロ 支 所 長
増 田 泰	環 境 課 長
島 津 勝 景	総 務 部 参 事
大 野 信 也	住 民 生 活 課 長
高 橋 佳 宏	保 健 福 祉 課 長
鹿 野 美 生 子	こ ど も 支 援 課 長
高 橋 誠 司	農 務 課 長、農 業 委 員 会 事 務 局 長
平 田 和 司	水 産 林 務 課 長
河 井 謙	商 工 観 光 課 長
荒 木 敏 則	建 設 課 長
榎 本 竜 二	水 道 課 長
菊 池 勲	生 涯 学 習 課 長
村 上 隆 広	博 物 館 長
佐 々 木 剛 志	公 民 館 長
南 出 康 弘	図 書 館 長

村 上 和 志 選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

阿 部 公 男 事務局長

竹 川 彰 哲 議 事 係

鶴 卷 美 奈 書 記

◇ 開議宣告 ◇

●木村議長 おはようございます。散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●木村議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により今井議員、須田議員を指名いたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●木村議長 諸般報告をいたします。本日、宮内議員より、遅れる旨の届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ 承認第1号 ◇

●木村議長 日程第2、承認第1号、専決処分、町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、を議題といたします。内容の説明を求めます。茂木税務課長。

●茂木税務課長 (承認第1号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。承認第1号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ないようでございますので、これをもちまして、承認第1号についての質疑を終結いたします。

◇ 承認第1号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。承認第1号について、討論ございませんか。(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号について、採決を行います。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって承認第1号については、原案のとおり承認されました。

◇ 議案第35号～議案第37号 ◇

●木村議長 日程第3、議案第35号、工事請負契約(新望岳団地B棟改修工事)の締結についてから日程第5、議案第37号、工事請負契約(児童館長寿命化改修工事)の締結についてまでの3件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

- 鹿野財政課長 （議案第35号～議案第37号 内容説明 記載省略）
- 木村議長 内容の説明が終わりました。これから議案第35号から議案第37号までの質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。
- 宮内議員 議案第36号の新光町公共集会所建設工事について伺います。工事概要の説明書によりますと、事業内容としては新光町に建てる。工事概要としては木造平屋の建物と屋根板金工事、H型PCパネルH-A P工法の中に、電気工事と機械工事が分類されていますが、この電気工事、機械工事を実際に施工する業者は合同企業体の構成員の中に含まれているのでしょうか。
- 木村議長 鹿野財政課長。
- 鹿野財政課長 実際の施工業者については、下請けの業者になると思います。
- 木村議長 宮内議員。
- 宮内議員 昨日、中小業者、零細業者が、直接町が発注する工事に参入する機会を設けるべきだと町長に一般質問しました。町長はそれに対して、町内の建築、電気、機械設備などの事業者で構成する企業体に発注する方式を取っている。工事規模などから小規模事業者も元請けの構成員として参加できる一括発注方式が多い状況となっていると答弁されていますが、これは答弁と合致していますか。
- 木村議長 鹿野財政課長。
- 鹿野財政課長 答弁の内容とそごはないものと考えています。
- 木村議長 宮内議員。
- 宮内議員 町内の小規模事業者が、元請けの構成員として参加できる方式を取っていると町長は答弁しています。ところが電気工事や機械工事に関わる業者は構成員となっていないことは、答弁と違うではないですか。どうして違うのですか。
- 木村議長 鹿野財政課長。
- 鹿野財政課長 工事の入札については、工事の規模により分類をしていますが、この金額および建設内容ですと共同企業体を組織して入札していただくことになっていますが、現在その条件としては、2企業体以上ですので、今回でいえばこれらの業者における2企業体以上の入札で行わせていただいているということです。
- 木村議長 宮内議員。
- 宮内議員 ですからそれが2企業体というのは、二つとも建設工事を主な業務としている業者だと思います。具体的に指摘している電気工事や機械工事に関わる小規模事業者が、直接町が発注する工事に受注機会を設けることに合致していないのではないかということを知っているのです。
- 木村議長 北部長。
- 北総務部長 先ほどから課長が申しているとおりに、これについては規模に応じて分けていることとなります。従いまして、もっと大規模なものと、建築主体工事、機械設備

工事、電気設備工事という形でそれぞれの参画する業者が入ってきますが、このレベルですと総合的な業者がまず請け負う形となっているということですのでご理解いただきたいと思えます。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 大規模な場合は分類するという答弁だと思いますが、町が直接発注する比較的小規模な建設工事に対して、中小の業者が参入できる機会はどう考えていますか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 工事の内容にもよるかと思いますが、細分化できる部分については、別発注という道はあるかと思えます。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 別発注は十分可能です。少なくともこの場合には電気工事と機械工事、機械の中には給排水工事も含まれていますが、これは分けられています。この事業内容について別発注することは可能です。どうして発注しないのかと聞いているのです。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 別発注が全てよいかというと、そういうことにはならないと思えます。総合的な建築工事については、それなりの施工管理も必要ですし、はっきりとその分野が独立していればよいですが、そういうことにはならない部分がありますので、それは一概に言えないのではないかと思えます。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 全てが分離発注をすればよいとは考えません。工期が短い場合にその施工管理などを合理的な状態でするために一括発注をして、下請けとして各分野の業務を担ってもらう方式もあることは理解します。しかし、昨日伺ったのは、小規模事業者の振興を斜里町としてどう取り組むかという観点からです。一つの施工に対してどうあれば合理的なのかとは別な考え方によるものです。小規模事業者の振興をどう取り組むかの中に、町が発注する工事そのものを、小規模事業者の受注機会を拡大することに取り組むべきではないかと聞いたわけですが、町長はそれにはそういう観点から建築、電気、機械設備などの事業者で構成する企業体に発注する方式を取っていると答弁しました。

ところがこれは、そういった機械設備、電気などの業者は、企業体の中に構成員としてなっていないです。ですからやはり答弁に沿った事務を執行するべきだと思います。答弁に沿っていないのではないかと聞いています。

●木村議長 副町長。

●阿部副町長 小規模事業者の昨日の答弁と本日提案している実態が違うのではないかと、いうところから、小規模事業者を取り込む考え方についてだと思います。今回、提案したのは確かにこのとおりです。総合的な管理や規模などの観点からこういう発注になっている。

昨日の答弁で、町内の小規模事業者の企業体の一括方式は、昨年あたりもそうですが、新光北の公営住宅建設にあたって、町内の建設会社と電気設備会社、配水設備の企業体でずっと発注してきました。それと、ある程度の規模の大きいもの、最近では消防庁舎や図書館に小規模事業者と一緒に参画している。そういう意味で、最近は一括発注方式が多い状況になっているということで、決して答弁とのそごはない認識です。

そういう意味で、たまたま全部が全部、議員がおっしゃるとおり何でもかんでも分離ではないと聞いていますので、その規模によって発注をして、今回については建設会社の共同企業体の方式が、総合的に管理するうえでもよいということです。あとは事業費の中で設備費の占める割合や電気工事費の占める割合などによって判断もしていかなければならないということで今回は判断をされたので、ぜひご理解いただきたいと思います。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 今、36号で伺いましたが、37号の先ほどの質疑と同じような内容になっています。これは合計が8600万円ですが、こちらはどのようにして少なくとも電気設備工事について、企業体の構成員として入れたものに対して発注することが、町長の答弁と合致するのではないかと思いますでしょうか。

●木村議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 こちらの工事においても改修工事ということで、基本的には外壁、屋根、内部建具の部分が丸1番、また、外構工事についても仕様としては建設関係の業者が担っているのですが、電気設備工事については、それに付随するレベルですので、先ほどと同様の2経常建設共同企業体での入札で特には問題ないものと理解しています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 昨日の町長の答弁は、小規模事業者が受注機会を増やしていくべきという考えに基づいての答弁でした。契約の担当者は、小規模事業者の直接的な受注機会を増やすことについてどう考えていますか。

●木村議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 担当としても小規模事業者の受注に関しては重要と理解していますので、小規模事業に対する入札のレベルに至らない部分の対応も含めてさせていただいています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 今回はこういう選択をしたことが提案されています。今後においてできるかぎり町内の小規模事業者が、さまざまな経済活動をするによって町が活性化していきます。ですから可能な限り小規模事業者が、直接町が発注する工事に対して受注の機会を得ることを積極的に対応するべきだと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 今までそのつもりでやってきましたし、これからも適切に対応したいと思います。

- 木村議長 宮内議員。
- 宮内議員 適切というのは、小規模事業者の受注機会を積極的に増やすという理解でよろしいか伺います。
- 木村議長 北部長。
- 北総務部長 その面だけではなくて、総合的な判断をしなければならないことを含めて答弁したものです。
- 木村議長 他、ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 木村議長 ないようでございますので、これをもちまして、議案第35号から議案第37号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第35号討論・採決 ◇

- 木村議長 これから、討論採決を行います。はじめに議案第35号、工事請負契約（新望岳団地B棟改修工事）の締結について、討論ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 木村議長 討論なしと認めます。
これから、議案第35号について、採決を行います。議案第35号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 木村議長 異議なしと認めます。よって議案第35号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第36号討論・採決 ◇

- 木村議長 次に、議案第36号、工事請負契約（新光町公共集会所建設工事）の締結について、討論採決を行います。討論ございませんか。宮内議員。
- 宮内議員 議案第36号に対する説明資料によると、事業内容の工事概要は、木造平屋建ての建築工事、屋根板金工事、そしてH型PCパネルH-A P工法の、少なくとも三つの工事に分類されています。
しかし、斜里町が小規模事業者の受注機会を増やすという考え方からすると、それに沿っていないと判断します。よって、この契約に対しては反対します。
- 木村議長 次に、賛成の討論ございませんか。久保議員。
- 久保議員 今の議論を聞いていますと、発注の仕組みというよりも発注後の元請けから下請け、孫請けに対しての工事費の配分です、議論になるのは。つまり、小規模事業者が、役所で見積もった金額と支払う時の金額に差があります。これは元請けから見ればいろいろ理由があります。最終的に受けた代表者は全ての責任があります。下請けの責任、孫

請けの責任と代表者の責任は全く違いますから、そういう観点で配分の仕組みをもう少し行政的な指導を検討するべきではないか。そうでなければ工事の工程の中で、それぞれ別々に現場に来る、また、工程表の中で管理施工の管理の部分が難しいです。そういうことも聞いていますので、十分その辺を配慮することも大事だと思いますので、この議案については賛成します。

●木村議長 次に、反対の討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 他に討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、討論を終結いたします。

これから、議案第36号の採決を行います。この採決は挙手により行います。議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手：佐々木、若木、大瀬、櫻井、久保、久野、小笠原、桂田、海道、今井、須田、金盛)

●木村議長 賛成多数であります。よって議案第36号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第37号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、議案第37号、工事請負契約（児童館長寿命化改修工事）の締結について、討論採決を行います。討論ございませんか。宮内議員。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 議案第37号の児童館長寿命化改修工事についても、説明資料によると外壁、屋根、内部建具等の工事、電気設備工事、外構工事の三つの大きな分類がされています。昨日、一般質問で伺ったように、町内の産業の活性化などの観点から、小規模事業者が携わるものについては直接受注できるような仕組みを考えて、受注の機会を拡大すべきと考えます。町長もその趣旨で答弁をされていたと理解していますが、それに沿っていない。

さらに全体的な分離発注などをした場合、施工管理について課題となることが考えられますが、施工管理は施工管理でどの事業者が行うのか明確にすれば、一括発注と何ら変わらない施工管理ができるので、施工管理に問題があるということでの一括発注にはならないと理解します。小規模事業者の受注機会を拡大するという町長の答弁とは内容が異なる。よって、この議案に反対します。

●木村議長 次に、賛成の討論ございませんか。久保議員。

●久保議員 先ほどの前後の賛成理由と同趣旨ですので賛成です。

●木村議長 次に、反対の討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 他に討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、討論を終結いたします。

これから、議案第37号の採決を行います。この採決は挙手により行います。議案第37号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手：佐々木、若木、大瀬、櫻井、久保、久野、小笠原、桂田、海道、今井、須田、金盛)

●木村議長 賛成多数であります。よって議案第37号については、原案のとおり可決されました。

午前10時45分

◇ 議案第38号 ◇

●木村議長 日程第6、議案第38号、財産（学校ICT機器(斜里・朝日小学校分)）の取得について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第38号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第38号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、議案第38号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第38号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第38号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第38号について、採決を行います。議案第38号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第38号については、原案のとおり可決されました。

午前10時48分

◇ 議案第39号 ◇

●木村議長 日程第7、議案第39号、学校管理下負傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 （議案第39号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第39号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 これをもちまして、議案第39号についての質疑を終結いたします。

次に、討論採決ですが、議案第39号については補正予算を伴いますので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのちに、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第40号 ◇

●木村議長 日程第8、議案第40号、町税条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。茂木税務課長。

●茂木税務課長 （議案第40号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第40号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。金盛議員。

●金盛議員 税制改正について、内容趣旨そのものについて反対はしませんが、むしろ地方産業の育成という意味では賛成できる部分です。今回の改正によって、町税収入が減収になると思いますが、その点についてはいかがですか。

●木村議長 茂木課長。

●茂木税務課長 仮に取得価格1千万円、これらの設備に対して考えると耐用年数についてはいろいろありますが、単純に税率を掛けたら1.4%、都市計画税はありませんので1千万円だと14万円になります。それが2年目、3年目ということで経年率を経て少しずつ減収していきませんが、3年間については累積で減少することになります。

しかし、政策的な部分も町としても考えなければいけないので、中小企業の育成というか下支えの側面もあり、その点についてはやむを得なきことと、一部では地方交付税の中で加味される部分があると聞いているので、その点については総合的に考えると今回ゼロとするのが、全国的な情勢を含めて考えてもよいのではという判断に立っています。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 減収になる前提での仕組みですから、そのこと自体にどうこうではないです。交付税措置がされるということですが、本来的に制度改正に伴う地方の減収がある場合は、特例交付金などで措置されるべきと理解していますが、その点についてはいかがですか。

●木村議長 茂木課長。

●茂木税務課長 今の段階で、そこがはっきりとどのような形で見せられているものはないですが、基本的には議員がおっしゃるような形で、今後、措置されるのが通常だと考えます。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 これは税務の問題ではなくて財政のほうの課題と思いますが、実際問題いかがですか。

●木村議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 申し訳ありません。現在のところその点についての情報はいただいていません。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 地方交付税で措置されるということですが、基準財政収入額でみているということだと思います。ただ、収入額が75%ですから100%ではない。ある意味、地方の自主財源を確保する意味では、75%は非常によい見方ではありますが、こういう時はマイナスに働いてしまいます。これはやはり制度運用としてはよくないのではないかと。本来的には特例交付金でみるのが一つ。もう一つは地方交付税でやるというのは、交付税の性格からすれば制度改正で減収になる分を交付税措置することは、制度運用上よろしくない、おかしいと思いますが、その点についてはいかがですか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 減収分にまつわる交付税参入では、基準財政収入額の中に控除されることとなりますので、留保財源率75%ですので実質75%が措置されることとなります。

一方、特例措置の中では、法律できちんと交付税参入の形の後付けが必要なのではないかとということだと思いますが、これについては正直詳しい経過はわかりません。この措置によって地方は地方で生産性を向上させたことによって税収が上がる部分があるので、これを加味しての判断だと思います。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 考え方は収支そのものに反対することではないと前段申し上げたとおりですが、国と地方との関係において制度運用の中で疑問を感じる。これは最近特にいろいろなケースがありますが、地方措置もそうですがそれは置いておいて、最近の例では内示があったものがある日突然なくなってしまう、取り消されるなどで地方の負担があらためて出てくるケースもあるわけですが、政策誘導するのであれば、交付税の中でみろということであれば、国の段階でも加算をしていくのが今までのやり方だったと思います。それは基準財政収入額でみたからそれでよいだろう、それは地方のためなのだからというのは、これは一方的な考えではないかと思えます。

交付税制度については、異論があれば地方から国に対して意見を申し立てできる仕組みはありますが、これについてやるお考えがあるかどうか、これは町長にお願いしたいと思います。

●木村議長 町長。

●馬場町長 国の生産性向上、さまざまな企業が生産性を上げて成長していくことの後押しの一つの施策と捉えています。まだこの育成といいますか成果が見えていない中で、た

だ、可能性をかけながらこういう制度も導入しようということに対しては、よいだろうということとしました。それに対して申し立ての考えがあるかというお話ですが、今の段階でそこまでのことは考えていません。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 制度の趣旨ではなくて制度運用上、地方と国との関係において問題があるのではないか。交付税の考え方、見方、実行の仕方、運用上の問題について町長は意見を申し立てする考えがないかどうかを聞いています。

●木村議長 町長。

●馬場町長 国と地方の関係、とかく地方が割を食うというのでしょうか辛い思いの経験がこれまでもありました。そういう意味で、私ひとりが掲げてもなかなか通じていくものではありませんので、同じ首長同士のこういう制度に対する考え方も共有しながら、町村会等々の中で意見を交わしながらどういう方法がよいのかということで臨んでいくのが、今の段階でお話できることかと思えます。

●木村議長 他、ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 ないようでありますので、これをもちまして、議案第40号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第40号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第40号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号について、採決を行います。議案第40号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第40号については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

◇ 議案第41号 ◇

●木村議長 休憩を解き、会議を開きます。日程第9、議案第41号、町職員特殊勤務手

当支給に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長（議案第41号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第41号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 これをもちまして、議案第41号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第41号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第41号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号について、採決を行います。議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第41号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第42号 ◇

●木村議長 日程第10、議案第42号、斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長（議案第42号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第42号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 これをもちまして、議案第42号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第42号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第42号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号について、採決を行います。議案第42号について、原案のと

おり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第42号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第43号 ◇

●木村議長 日程第11、議案第43号、斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 (議案第43号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第43号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、議案第43号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第43号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第43号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号について、採決を行います。議案第43号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第43号については、原案のとおり可決されました。

午前11時30分

◇ 議案第44号 ◇

●木村議長 日程第12、議案第44号、斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。大野住民生活課長。

●大野住民生活課長 (議案第44号 内容説明 記載省略)

●木村議長 ここで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時42分

●木村議長 休憩を解き、会議を開きます。あらためて、議案第44号の説明を求めます。
なお、説明につきましては、説明資料のところからお願いしたいと思います。大野課長。

●大野住民生活課長 (議案第44号 内容説明 記載省略)

●木村議長 ここで、休憩、昼食といたします。

休憩 午後12時06分

再開 午後 1時00分

●木村議長 休憩を解き、会議を開きます。議案第44号、斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明が休憩前に終わりました。休憩後、ここで、議案第44号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。金盛議員。

●金盛議員 今回、資料の総括表を見ても歳入の分が大きく書式が変わっている。これは都道府県単位化によってこうなったということですが、それと今回の特徴では、保険料を求める額の中にも1500万円を投入したことによって全体的に料率が下がった。それから軽減対象者の枠の拡大にもつながった。

もう一つは、限度額の上限の引き上げもおそらく影響していると思いますが、そこでお伺いしたいのは、今回の都道府県単位化にともなって、当初施行前には平均的にかなり引き上げになる見込みがされていて、激変緩和に一定程度、国なり道が財源対策を講じている。昨年12月くらいは30億円か50億円くらいの規模で考えているような情報もあったのですが、今回、本算定になり、その中で北海道としてはどれくらいの財源を持ち出ししているか、細かい数字はいいので、おおよその何十億円という単位で結構ですが、その辺の情報は得ているでしょうか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 北海道全体での激変緩和措置に対する今年度の数字ですが、申し訳ありません、全体の数字までは正直私どもは把握していません。斜里町だけでいうとおそらく5千万円から7千万円程度ではないかという想定は立てています。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 斜里町だけで5千万円から7千万円ですから、札幌あたりがどうなのかによってかなり影響は違うと思います。全道規模ですとかなりの額が道としても用意されていたのかと思いますが、こういう情報は市町村には下りてこないのでしょうか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 情報提供は一定程度あるのは事実です。全体として最終的にいくらが激変緩和になったかまでは北海道としていくらという発表は、私どもとしては受けていない認識です。ただ、おそらくいろいろな資料を算出すれば独自で何とか計算できるのではないかというところは、一方ではあるかと考えています。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 国保に関しては、保険者が市町村であると同時に都道府県と同じ責任を持ってやるということですから、立場上は北海道と斜里町も同じ立場に立っている。当然その中で北海道全体の予算を組むにあたっては、全体的にこうなります。今まで国や道の支出分はあったと思いますが、あらためて単位化にともなって必要となる費用負担は、北海道としてはこれだけですか、この分については各市町村に激変緩和の手当として充てるなど、そのようなものがあってもよいと思うのです。

激変緩和にしても6年間の枠が変わっていません。今はよいけれどもその後はどうなるか心配な部分があります。毎年度の医療費の動向を見ながら保険料も上下していきませんが、今までは斜里町は斜里町だけで一定程度数字を操作しながら基金を崩したりなどはやっていけますが、全道規模になるとなかなかそれは見えなくなってくるだけに、なおさら同じ保険者である立場であれば、全体の枠組みも一定程度各市町村でも把握できるような形が望ましいのではないかと思います、その辺についてはいかがでしょうか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 ご指摘のとおり、激変緩和は確かに公の制度としては、現時点では6年間といわれています。7年目以降については、3年ごとに国保制度は北海道として見直していく中で議論していきましようというところで今はとどまっています。

議員がご心配されているとおり、7年目以降は私どもも非常に心配している一つであり、今回、繰越金も含めて想定というのも変かもしれませんが、約2億円の基金はスタート時には何とか確保できたのではないかと。そのうちの1500万円程度を目処にしながら6年間は様子を見ていきたい。ただ、それだけでは北海道の掲げる平準化は、正直かなりアバウトな目標ではないかと評価している部分もあります。どこまでいけば平準化なのか、そういったところも含めてある程度の資金があるのは、斜里町にとっては結果的に幸いだったと思います。

一方で、北海道としての財源、激変緩和が段々緩やかになるということは、そこに係る財源も少なくなっていくことは想定もされます。また、その年の医療見込みにもおそらく影響されるのではないかと。激変緩和の制度としては、28年度の1人あたりの保険料の実績をもって、毎年102%、約2%ずつという見合いで上昇していくお約束の中で動いていきます。それについても被保険者の数の増減などにも影響されると思います。

単年度でいけば、もしかすると北海道からいろいろな部分での情報は提供していただいています。もしかすると私どもの分析の仕方が足りなくて議員に対して答弁できない部分も、可能性としてはあるかと思っています。議員からご指摘していただいた部分も含め、斜里町でもわかるようにそういったものを出してもらえないかという要望についても北海道に対してしていきたいと思っています。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 28年度に医療費が抑えられたことも、結果については一つ幸いした要因に

もなっていると思います。しかし、それが毎年そうなるかという保証はどこにもないことが一つと、もう一つは、今度の制度が変わったことによって、今まである程度自助努力でできた部分もそういったことがなくて、基金の積み立てができなくなるのが心配要素としてあります。だからといって一般会計からいくらでもやってもよいか。

今、一般会計の負担を認めるということですが、これはあくまでも国は今までそういうのは駄目だと言っていたのが、大幅に引き上げが予想される地方の反発が大きいということとでなだめる格好での認めるだけのことであって、元々国は認めていないですから、これからはよいと言わないはずで、喉元過ぎれば後は駄目だと言ってくるかもしれない。そういうことも十分に可能性としてあります。

それと、とりあえず今の基金残高からすれば1500万円を何年間か使っても多少余裕はある見込みは持っているかもしれませんが、それもこれからの医療費の動向によってはわからない。しかし、仮に財源手当ての道がなくなった中でも、使い切りの状態しかないもので、そういった中でこれからどう見通しを立てるかという、全道的な動向を把握しながら考えていかなければいけないことと、道段階でどういう予算組みをしているのか、どういう執行がされているのか、国や道がどういう資金手当てをしているのか、我々の負担分は適正なのかどうかを、きちんと見ていかなければいけないと思います。

そういった意味で、今後においては特に都道府県単位化した会計の内容については、しっかりと情報をもろう。それから地元から意見を言う場面は確保していくことを整備していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 将来的な展望を含めて非常に憂慮しているところは全く一緒です。医療費の動向も当然あります。この部分で申し上げますと、今後の制度設計の中では斜里町だけが医療費が下がったとしても、他の町が相対的にそれを飲み込む以上に医療費が上がってしまうと、全道での助け合いという意味なので、そういったところでそれぞれの町の負担がまた変わってくる要素の一つとなる。そういったところでは、北海道も言っていますが、健康に対するインセンティブを十分に確保するような策を今後考えていきたいと思いますという形でも議論しています。ただ、健康という部分で考えると短期的に達成できるかどうかは、なかなか難しいと思います。それは一つの選択だと思います。

さらに、一般会計からの繰り入れは北海道としても国からの指導の下に、基本的には駄目という立場は変わっていません。ただ、今回の制度改正が非常に大きいものであることから短期的には容認していることは、それは間違いない事実です。ただ、それがいつまでなのかは明確なものはないのも事実です。そういった部分も踏まえて、一般会計からの繰り入れは、何らかのルールがあれば認められる部分、認められない部分など、今、一部容認されていると受け止められる部分も一方では北海道の見解までは引き出せていませんが、あるのは事実です。そういった部分も踏まえて一般会計からの繰り入れについても、

やぶへびにならない程度に北海道とはその辺は話していきたいと思います。

また、基金についてもこれからは減る方向でしかないだろう。まれに若干積み上げはあるかもしれませんが、多額の積み上げはまずないだろうというのも事実だと考えます。そういった部分では冷静にかつ慎重に、ただ、保険者のできるだけ負担の緩和になるようにその辺りは冷静に毎年度考えて使っていくべきと理解しています。

また、北海道からも、いろいろな部分での情報提供はしていただいています。ものとしては非常に大量に送られてくる部分もあり、私たちもどう見ればよいのかというのがあつても事実です。もう少し職員の努力も重ねていかなければいけない部分もありますし、引き続き情報については北海道にもう少し理解しやすいと言うのでしょうか、市町村目線に立ったような情報もいただけないかどうかも含めて要望をしていきたいと考えています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 今年の予算の総括表で伺います。金盛議員が質問されたことにも関係してくると思いますが、基本的には保険者が斜里町であったものが道が保険者になると理解して、斜里町は道に対して必要な支出に関わる金額を納付金として納めると受け止めていましたが、それは考え方が違うということでしょうか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 被保険者の概念についてですが、法改正によって都道府県は市町村とともに運営していくとうたっていて、北海道でいうと北海道と各市町村が被保険者であると理解しています。

納付金については、性質的にはその元は全道全て、北海道の中での医療費を全て1カ所に集めて、それを各市町村の所得や被保険者、医療水準などを指数化したうえで再分配して決まるのが納付金のルールになっています。根っこにあるのは医療費であるのは間違いありません。今の法制度ではそういう考え方となっていると答弁させていただきます。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 今年も6月補正予算総括表の中では、事業費納付金というのが昨年の決算とは完全に違う表現になっていると思いますが、これは各種拠出金はそのまま事業費納付金という言葉に置き換わっただけの話で、中身は何も変わらない。この納付金を市町村は道に対して支払うのは、支出の項目として納付金というのが出てくるかと思ったらそうではなくて、それぞれ減益分の給付費や退職分の給付費など今までとはここは変わらない会計処理になるということですか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 北海道、都道府県も全てそうですが、財政の運営の責任を担うのが一つの大きな役割になります。これまで各市町村で持っていた市町村ごとでの例えば29年度の決算で各種拠出金などが北海道で全て一括管理になりますので、各市町村からそれぞれ集められた一般分や後期支援分の納付金分などを原資に北海道で一括して支払基金等

に対してそれを拠出金として支払う仕組みになります。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 拠出金については道として一括して扱うことは理解できますが、従来いわれていた各市町村が道に対して納付金を支払う。支出の項目としてそういうものが表現されるのかと思ったらそうではなくて、それは各市町村に割り当てられた給付費として表現されることでそこは変わらないということによいのかということです。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 各市町村で保険に対する給付をするのは法制度でもそうなっていて、各都道府県がそれを支払うということで法改正はなっています。あくまで現時点の法制度においても各市町村が保険給付を払うのは間違いありません。

現実的に保険給付費見合いについては歳出にある普通交付金、道支出金の中の補助金のところにあるのですが、そこで同額基本まかなわれます。ただ、若干細かい話ですが、同じ額ではないのは見ていただければわかるのですが、例えば第三者行為や社会保険に入ったにも関わらず国民健康保険証を使って医療にかかったなどのケースについては、使ってしまったご本人から7割分、お子さんですと8割分を一度国保にお金を戻していただかなければいけないというところから、その他収入ということでその一部をみえています。それを合算すると保険給付費と同額になります。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでございますので、これもちまして、議案第44号の質疑を終結いたします。

次に、討論採決ですが、議案第44号については補正予算をとまないので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのちに、討論採決を行うことといたします。

午後1時22分

◇ 議案第45号～議案第47号 ◇

●木村議長 日程第13、議案第45号、平成30年度斜里町一般会計補正予算（第1回）についてから日程第15、議案第47号、平成30年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてまでの、3件を一括議題といたします。

それでは、日程第13、議案第45号から日程第15、議案第47号までの各会計補正予算の説明を受けます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第45号～47号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第45号質疑 ◇

●木村議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第45号、平成30年度斜里町一般会計補正予算（第1回）についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 14ページの教育費、中学校費の、中学校グラウンド整備事業費のことでお聞きします。今回、国の交付金がなくなったことで工事費用の見直しを行い、当初計画どおりの一部取り扱わない部分があるのですが、暗渠排水等の工事を行うとお聞きしていたのですが、3月の定例会において利用する側との意見調整をきちんと行うということでしたが、この3カ月間でどのような協議が行われてきたか教えてください。

●木村議長 菊池課長。

●菊池生涯学習課長 3月定例会前に説明は各学校にはして、その時にもお話をさせていただいたのですが、スポーツ団体ということで少年団を含むスケート協会と少年団を含むサッカー協会に、30年度、31年度についてこのような改修の工事があることを説明させていただきました。それを踏まえて4月に斜里中学校の校長先生、教頭先生のお二人とも変わられたので、再度学校と協議はさせていただいています。その時に体育の授業を持っている教員の先生も含めてお話をさせていただいています。

学校授業と部活動で日程調整をさせていただいており、工期の話になり、今、中体連の時期で3年生は最後の中体連なので、その期間は使わせていただきたいということで工期は7月中旬以降と要望があり、その要望に応える形とさせていただいています。

部活動については、一番影響があるのは野球部で、この分について町営の野球場を代替え施設ということで野球連盟ともお話をしている承諾を得ているのですが、今のところの予定では3時半くらいから夕方6時までということで、町営球場を工期の間に使わせていただくことで調整がついているところです。

少年団の活動ですが、夜間の少年団については、今年度工事以外の部分ということで、今までどおりの所や町営の陸上競技場を使うことになっています。ランニングクラブの少年団も同じで、31年度の改修になるので30年度は影響がないということで、今の所かもしくは陸上競技場周辺を利用することで話し合いは行っています。

そのほかとして、地域住民という形になりますが、5月19日に自治会長会議があり、その時に概要についてはご説明させていただいているという経過です。

●木村議長 若木議員。

●若木議員 工事に向けた利用者のことでの協議を行ってきた経過を教えてくださいなのですが、3月の段階でクレイと人工芝は来年度の計画ですがその部分について当初から授業としての安全性、運動することでの安全性など、サッカーをする人たちにしてみれば人工芝は待ち望んでいるのですが、スケートリンク場との関係でリンクができないのであれば、もしかしたらクレイになってしまうというお話もありましたので、そういう面を想定した話し合いなどはされているのでしょうか。

●木村議長 菊池課長。

●菊池生涯学習課長 31年度の工事内容については、冬期間の人工芝状態等々の不確実な要素がありますので、それをこうなりますという説明は今のところできない状況です。

必要があれば今後段階を追って説明をしていく形を取らせていただいています。

●木村議長 若木議員。

●若木議員 3月定例会の総括質問の中で、安全性が大事であって感情的な行き違いがないような話し合いを進めてほしいという同僚議員からの話で、十分心掛けていくということでした。利用者や父兄、学校との行き違いが、まだ具体的な内容ではないので協議の場には話し合いを出していないと言いますが、今の段階からそういうことも想定した話し合いがあったほうがよいと思うのですが、行き違いなどは生じないでしょうか。

●木村議長 菊池課長。

●菊池生涯学習課長 不確定な要素が多いので、今、こういうことで進めさせていただきますという話はできない段階にあるので、追って全ぼうが見えてきた段階でお示ししたいと思います。

●木村議長 他、ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 9ページの国立公園内園地管理事業計画の中の、自然センターの改修に関連して伺います。今回、外構を中心として整備されるということで、いろいろな方々が利用している中では非常に望ましいと思います。スケジュール的な部分と、観光の方がいらっしゃる動向に関連して伺いますが、知床五湖の園地、地上遊歩道の改修が計画されていると聞いています。それに伴って工事のスケジュールによっては、これまでのように地上遊歩道が使えなくなった分、自然センターなどの利用も増えるのではないかという観点から、地上遊歩道の具体的な改修時期などはどのようになっている、自然センターの外構の整備も繁忙期をどのように避けてやるなどある程度計画ができていますのか伺います。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 基本的に今回は実施設計になりますが、工事に関しては繁忙期に行うことは難しいと思いますので、時期的には閑散期に工事を行いたいと考えています。

また、実施設計のうえでのお話ですが、特に駐車場等の整備については、整備の時期を分けるなど全て使えない状態ではない形で整備ができないか考えています。五湖のほうもまだ確実に日程が確定していないと聞いているのですが、五湖の工事もあればその部分と、幌別と五湖の利用が完全に両方ともできなくなるような形での日程はできるだけ組んでいきたいと考えています。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 五湖のほうは今年度中の工事にはならないと考えていてよいのでしょうか。自然センターのほうは具体的な工事は来年ずっと入ると思います。五湖のほうはそれとはスライドしないと捉えていてよいのでしょうか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 五湖のほうの工事のスケジュールは、大変申し訳ありません、現時点で確実なことをお答えできませんので、正確な情報を調べたいと思います。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 観光に関する部分が多く、観光利用者が多くなってくると思うので、その点は町も観光協会もそうですし、工事をする部分からもきちんとした形での情報発信は必要かと思しますので、その辺の確認もよろしくをお願いします。

同じく9ページの、ウトロ地域の子育て支援の指導員の賃金追加に関わる、子育ての場の確保の点では、今回、組んでいただいたシステム、学童保育と児童館の機能を持ち合わせ、なおかつ地域の実情にあったきめ細かな対応とシステム構築になっていると伺っています。地域ではウトロの状況に合った事業展開ができると非常に期待しているのですが、一方でこうした素敵なシステムができてそれを受け入れる場、環境の整備が望まれると思います。

現在、ウトロ漁村センターを利用する中で、具体的に費用を掛けて改修していくと思いますが、現状の仲よしクラブで使っている面積などが、おそらく仲よしクラブの中でその面積を持ちなさいという決まりではないですが、何平米が望ましいとか途中で体調が悪くなった子どもたちが休むスペースがあるべきという指針が出ていると思いますが、そういう点で現状のウトロの施設ではどのようなになっているのかお知らせください。

●木村議長 鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 今年度、途中からですができるだけ早期に改修をしたいと考えていまして、地域と進めてきた事業になりますが、まず、受け入れの場所については、現在の仲よしクラブの部屋だけでは、今の仲よしクラブを利用している子どもでも十分な広さというかそれ以上広げるとは難しいと考えています。

場所については、支所、これから地域のほうとも協議を進めていくことになりますが、2階の和室を恒常的に使わせていただきたいと考えています。ですから、仲よしクラブの子ども、それ以外の子どもも一緒に活動することになりますが、主な利用場所は比較的広い和室になり、また、静養したりより小さなお子さんがいらした時には仲よしクラブの部屋を使うなど、その辺は臨機応変に対応していくことが必要かと思えます。

また、それプラス、ホールのほう、今も仲よしクラブで使わせていただいています。こちら地域との調整が出てきますが、使える場についてはできるだけ使わせていただくように協力を求めていきたいと考えています。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 心配なのは今後の職員の補充もありますが、同時にいくつかの場所に分かれてしまうのは、子どもたちの活動状態をなかなか見ることができない。これは地域のほうから心配の声として上がっています。場所が分散した時に今の人員ではとても見切れない。管理する人たちの目が届かないところで子どもたちが遊ぶことも増えています。

漁村センターは、いろいろな機能がたくさんあって、いろいろな部屋やスペースもある中で、子どもたちがそこを使われていない時には自由に使って入り込んでしまうこともよ

く耳にします。できればよい形で事業展開をする中で事故などがあるといけないという観点から、その辺を考えながらある程度子どもたちの遊ぶスペースを統一する中では、現実的になるかどうかわからない補助金の申請も聞いています。

子どもたちが遊ぶ場の環境整備は、なるべく早めに取り組んでいただきたいと思うと同時に、今おっしゃっていたホール、大きな工事でなくても今置いてあるものや今展示してあるもの、ホールの場合はできることがあるのではという声も出ています。棚をよけて博物館とも協議されて、そこに展示しているものなどをよければ、かなり広いスペースもできるのではないかと声もありますので、この事業が動いていくと同時に、順次できるところから環境の整備を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●木村議長 鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 最初の、場所が分散することでの安全性ですが、今回の事業や仲よしクラブにしても漁村センター全体を監視することは無理と考えています。ですから指導員や職員が配置できる範囲での利用になりますし、ただ、就学前のお子さんであれば必ず保護者の方と来ていただいていますので、その辺は状況を見ながら対応していきたいということと、一般利用も必ずあると思いますので、来ているお子さんについては、決まった場所で指導員の下で遊んでもらうことが原則になりますので、そのように協力を求めていくことが必要と考えています。

環境整備ですが、ホールも含めて他の部屋も、今すぐ改修ということではないですが、子どもが遊ぶ場所として必要な整理はしたいと思いますし、適宜利用人数自体はまだ見えないところもありますので、その辺も進めながら考えていきたいと思います。

●木村議長 他、ございませんか。桂田議員。

●桂田議員 自然センターについてお伺いします。説明資料の2ページです。ここに外構整備で考慮すべきポイントが四つ程あるのですが、順を追ってお伺いします。

まず、国立公園内の拠点駐車場とあります。これの拡大を考えているようですが、どの地点辺りを考えているのですか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 駐車場の区画の拡大についてかと思いますが、基本的にこの区画は、現在整備した駐車場は整備から30年ほど経っていますので、車1台を停めるスペースが非常に狭い区画になっています。これをゆとりのある形に拡大したいと考えています。これは今の区画線の引き方や、かつてよりもバスの駐車台数の比率が減っているので、バス駐車場とマイカー駐車場両方の配分を変えるなども含めて区画線を引き直して、少しゆとりを持った形にできないか考えています。

●木村議長 桂田議員。

●桂田議員 新たに駐車場を作るのではなくて、現在あるものを車の幅に合わせたものにするという考えですか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 現駐車場から大きく拡大することは、国立公園内で自然公園法上の駐車場としての面積の上限がありますので、どんどん広げるわけにはいかない場所になります。ですから、現駐車場を基本にしながら若干の拡大、部分的にはあると思いますが、大幅な拡大はこの場所ではできないと想定しています。

●木村議長 桂田議員。

●桂田議員 確かに児童館やこの駐車場にしても町内の人を相手にしているから、軽自動車に合わせたようなサイズでよいけれども、図書館のように新しくできているところは、きちんとしたよい幅でやっています。ましてや自然センターはよそから来る車は結構大きな車ですから、ゆとりを持った幅にするのはありがたいと思います。

次に、遊歩道のアクセス拠点とあります。ここで森づくりの道とありますが、これは具体的にどこをいっているのですか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 海側ではなくて山側のほうの運動地内に、かつての作業道を歩いていただけの形で昨年から運用しています。

●木村議長 桂田議員。

●桂田議員 あなたが遊び心でやったところを整備するのかと思ったのですが、あの辺はどのように考えていますか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 ご指摘の歩道は、おそらく自然センター周辺の歩道かと思いますが、今回の外構工事の中で主なポイントは、駐車場と博物展示施設の周辺になりますが、今回、整備ということではなくて実施設計の中ではその辺りも含めてどうするか、基本的なことは考えたいと思いますが、その部分について具体的に実施設計の中で何か入れ込むところまでは考えていません。

●木村議長 桂田議員。

●桂田議員 情報提供休息拠点のところ、駐車場から自然センターまでのバリアフリーとありますが、課長が言われたように30年経っています。我々は作った時から言っているのですが、乗用車が入るほうの駐車場のセンターに上がる階段、あの横にスロープを作ってくれと提案しているのですが、その辺りも計画に入っていますか、入れますか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 議員ご指摘のとおりで、30年経って、最近では車椅子でいらっしゃるお客さまが非常に増えていますので、特に駐車場から施設までのアプローチはできるだけバリアフリーにしたいと考えています。今回の実施設計では、おっしゃられた階段の部分なのか、現在バス駐車場になっているところから車椅子の方は入っていただくことになっていますが、メインが階段側になっている部分を逆にするなど含め実施設計の中では、

正面玄関といいますか主な入り口をどこにするかも含めて設計の中で検討したいと思しますので、階段の場所になるのかそうではない場所になるか、より車椅子でも入りやすい形で整備をしたいと考えています。

●木村議長 桂田議員。

●桂田議員 もう一つお願いですが、ユニバーサルデザインでやるのですが今の階段の手すりにしても鉄パイプです。あれは冬になって上がる時に冷たい感じがするので、木でおしゃれな手すりにするなども心遣いしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 今回の実施設計では、このポイントに基づいてできるだけお客さまにとって使いやすい、あるいは快適な形で外構を整備したいと思っていますので、ご指摘の点も含めて検討したいと思ひます。

●木村議長 ここで、休憩をいたします。再開を2時35分といたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時35分

●木村議長 休憩を解き、会議を開きます。議案第45号の質疑を続けます。櫻井議員。

●櫻井議員 11ページの衛生費に関連して廃棄物関連で質問させていただきます。昨日の全員協議会のエコクリーンセンターの課題の中でもよかったかもしれないと思ひましたが、エコクリーンセンターに関しての課題解決の報告はずっと継続しているものなので、それとは別にこちらで質問させていただきます。

昨年、一般質問で、粗大ごみの作業ヤードに簡易なものでもよいので屋根が必要ではないかと質問させていただきました。大変作業環境も悪く、処理する部分で濡れてしまつて処理の工程の中でマイナス要因になるのではないかという意味も含めて質問させていただきました。その屋根の検討をどのようにされたのかその結果と、今後、屋根の必要性をどのように原課では考えられ見解を持っているか伺ひます。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 昨年のご指摘の後、原課では大まかな費用の見積りの算出をしました。その結果、非常にざっくりですが約5千万円の費用が必要で、費用対効果の部分で最終的に整備は見送る形で、原課でもそういう結論になりました。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 この5千万円が高いか安いかわ、それから町長の答弁にもあつたように、作業環境があのまま野ざらしでは問題があることもありました。今、見送りの形で伺つたのですが、原課では、今後、必要性についての見解はどのように思ひていますか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 屋根があったほうがよいか悪いかになれば、当然あったほうが作業環境としてはよいと思いますが、そこは費用と全体の、ここでも補正予算を挙げさせていただいていますが、他の修繕も継続的に掛かる部分もあるので、そういう中で全体として、今回、整備について見送る判断をしているところです。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 質問させていただいた時には、粗大ごみが堆積してヤードの中からあふれ出ていましたし、あふれ出たものがひと冬、ふた冬と時間を経過して冬などは凍りついてしまっている状態でした。現在の粗大ごみのヤードの状況はどのようなものかお知らせください。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 粗大ごみのヤードについては、ご指摘もありましたので整理整頓に努めていますが、季節の中で入ってくる量が多い時期、少ない時期があると聞いています。通常、今頃の時期になるとかなり落ちていきますが、特に春先には一時的に大変量が多い状態になると現場からは聞いています。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 季節的に変動が大きいのは、例えば集まってきた時に非常に多かったら一時的にシートの使用など、作業環境自体は変わりませんが、濡れたものを粉砕する、あるいは運び出す時には、一時的なシートをかけて濡れない、氷漬けにならないような対応は、今後、考えられるものなのでしょうか。その辺だけ伺います。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 今でもなるべく濡れて構わないもの、濡れる可能性のあるものを分けて置いています。ただ、そういう中で必要に応じて、ご指摘のあったようなシートを被せるような対応も出てくると思います。

●木村議長 他、ございませんか。久保議員。

●久保議員 体育施設の運営費で、今回、B&Gのプールがああいう事案を起こしたことで大変残念ですが、保護者、父兄にお伺いしますと、昨年もしくは一昨年にも子どもたちのスイミングキャップが青くなった事案があったようですが、これは事実ですか。

●木村議長 教育長。

●村田教育長 海洋センターのプールに関して、昨日、町長からもお詫びを申し上げたところです。プールで子どもたちに健康被害が出たこと、その後レジオネラ菌が検出されたこと、それらを受けて臨時休館を余儀なくされていることについて、施設の管理を任されている現場の責任者として私からもあらためてこの場を借りてお詫びを申し上げたいと思います。

現時点では1日も早いプールの再開に向けて鋭意努力していますので、それらを踏まえ

て今後も進めさせていただきたいと思います。そのうえで、久保議員からのご質問にもそれぞれ答弁させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

●木村議長 佐々木館長。

●佐々木公民館長 B & G プールについては、水温の加温に温泉水を使っている、その温泉水を入れていることに間接的に起因となりますが、数年前より水が青味がかかったような色になる現象は何度か起きている状況です。その都度、塩素を投入したり、ろ過機を新たに増強したりということで、一時的に青くなっている状況については、都度、解消するようにして水質を保つような形で運用している状況です。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 今回、保護者もこの事案が出た後、今、説明があったように以前にもいろいろ教育委員会にお話をしたが、なかなか聞き入れてもらえなかったというか今回のように病院に行ったことはなかったようですが、泳ぐ水としておかしいのではないかとお話ししたようですが、結局その時の対応のまずさが、今回の保護者の不信感にかなりつながったのではないかと思います。1日にオープンして、子どもたちが病院に行く、咳が出る症状が父兄間で広がって行って、これは変だとなったことで、説明会もやったようですがその後も父兄からいろいろとお話を受けましたが、その辺の対応がまずかったと思います。

もう一つは、管理人の方は、プール管理はいろいろな知識、公的、非公的でも資格もあります。そういう知識を持ち合わせているのか併せてお伺いします。

●木村議長 佐々木館長。

●佐々木公民館長 今回の咳を主の症状とする利用者に体調不良が起きたことで、対応のまずさが不信感につながっているのではないかについては、まず不信感を抱かせるような状況に至ったことについては、非常に申し訳なく反省しています。

ただ、泳ぐ水質については、道で定められている水質基準を守ったうえで運用していますので、特に泳いでいる間の水質上の問題があったことは認識していません。

もう一点、現場の管理人が知識を持ち合わせているかについては、B & G プールも含めて、以前、新光町の温水プールもありましたので、そちらで知識を習得している者が主に担っている。その長い経験を持っている者が主になって、経験の浅い者は採用するたびに教育していくことになっていきますので、経験はしっかりあったうえで管理していると考えています。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 今回も1回目の水質検査では問題がなかったという報告でした。しかし、保護者にいわせるとあれで受かることがおかしい。つまり、感覚として公的な基準はクリアしているけれども、目視といいますかそういう感覚からするとやはり変ではないか。その後の検査で菌が出たということですが、水質検査もご存知のようにいろいろな仕方があるようです。俗に法的に基準が定められている分だけで安心だと判断したのだらうと思いま

すが、結果的に菌が出てしまったということは、経験の中からだと思います。

この時期に事案が出た頃、東京で自治体総合フェアがあり、そこで日本プール管理業協会がブースを出していて、お話を聞きました。ここはプールの救難も併せて衛生管理も大変厳しく、協会の資格だろうと思いますがそういうことで全国に資格者を送ったりしていると聞きましたが、今後、ここにマニュアルの作成もあります。本来なら一昨年に出た時に危機対応マニュアルを作って、連休もありましたが早急に対応できたと思いますが、今後、対応マニュアルをしっかりと作り、管理人はプールばかりではないですが、職員の65歳に合わせて再任用が増えてくるでしょう。そういう時に特殊なところに再任用で勤務する場合に、資格や知識を持たせることが、どこかが空いたから再任用で送るのではなくて、これは町長部局ですが、そういうことから考えても知識や資格の一定の準備といいますかそういうことも検討しながら公共施設の管理、もしくは再任用についても考えていくべきだと思いますが、町長でも副町長でもよいですが併せてお答えください。

●木村議長 副町長。

●阿部副町長 危機管理マニュアルについては、それぞれの部署で後ほど答弁すると思いますが、今後の公共施設の管理の観点から、再任用の職員がそこに就くことは考えられる。そういう意味で、職員段階からそういうことを養成するのも一つの考え方で、今後、検討することは可能と考えます。

●木村議長 佐々木館長。

●佐々木公民館長 危機管理マニュアルについて、一昨年にプールの水が青い状態になった時に予想しておくべきだったのではないかとご指摘いただきましたが、水質の管理自体は既存の北海道が策定している要綱基準を運用しながらやっているところで、青い状態になるのは濁度が悪い状態になるので、そういう状態になると一時的な休館措置を取り、解消されてから泳ぐという運用は今までどおり続けているところです。

この度、体調不良の方がたくさん発生した状況を踏まえて、細菌による感染症の疑いがある方が発生した時にどうしたらよいかという危機対策マニュアル、今後のレジオネラ菌の再発防止というようなマニュアルを、今後、策定していきたいと考えています。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 最後ですが、今回、休館が長くなることで、清里町にお願いをしているということで、少年団は40人くらいいるらしいのですが、清里の保護者の方が大変驚いていて、なぜ驚いたかは斜里の子どもが大変速いということです、すごいですねと言っていました。清里町も一年中やるプールでは実際はなくて、当時、随分斜里も入れてもらえないのかと言いましたが、しかしなかなか上手いかなかったのです。教育長は、清里町にはどのようなお願いの仕方をしましたか。教育長が直接行って教育長に頼みましたか。

●木村議長 教育長。

●村田教育長 期日まで具体的に記憶がありませんが、私から教育長に対して口頭でした

がこのようなことでということをお願いに伺いました。前後して具体的な担当同士でもどのような形で受け入れていただけるか、日にちの問題や時間などそういった打ち合わせをさせていただき直前に私も教育長を訪問してお願いさせていただきました。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 安心しました。事務方だけですと向こうの事情もありまして、夜は空いていると話をされても、小さい子が夜に行くとはなりません。ですから、その合間だろうと思いますが、町長でも教育長でも責任者がしっかりと対応して、お願いするものはする。やはり事務方とは違いますので、その辺はプールばかりではなく、今後、広域にスポーツ施設や文化施設もそうですが使う時にはそういう対応をしないと、昨日も議論がありました。丁寧に言っているのかなど同僚議員の質問もありましたが、その点については町長いかがですか。

●木村議長 町長。

●馬場町長 近隣、近くでいうと斜里郡の斜里を除いた2町とは、お隣同士ということでさまざまな場面、場面をお願いしたりされたりということがあります。当然、される時には私どものほうで応えられる分はできるだけ応えようとしていますし、逆に私たちのほうでお願いする分はこれからもあると思いますので、これまでも早めに接触をしながら直接お願いをすることはしてきましたし、今回は教育長が直々に行っていますが、そういった意味で、そういう姿勢はしっかり取ることが大事だろうと思いますので、今後ともそういったご意見もしっかり胸に秘めながら行動していきたいと思います。

●木村議長 他、ございませんか。須田議員。

●須田議員 9ページの環境対策費の中でお聞きします。今回、COOL CHOICEの啓発事業で、いよいよCO2削減にかかっていくのかと思います。これは7市町村でそれぞれ路線バスにラッピングをし、広告啓発をしていくことですが、そういうことでよろしいですか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 今のお話だと7市町村でラッピングということでしたが、こちらのほうは斜里町の独自事業になっていますので、今回は斜里町、ほかの市町村でも単独で独自事業でやっているところは訓子府町あたりで確かあったかと思うのですが、全市町がラッピングバスを走らせるわけではありません。

●木村議長 須田議員。

●須田議員 事業概要では、国としては2030年までに2013年度比で26%の削減ということですが、各家庭、業務部門において約4割の削減が必要になる。斜里町の場合は具体的にどういう目標を置いてやることになりますか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 斜里町においては、斜里町地球温暖化防止実行計画を現在策定していま

すが、この計画の中で今後のCO₂削減についての方向性や具体的な取り組みは、また計画の中に盛り込んでいくことになるかと思えます。

●木村議長 須田議員。

●須田議員 特に大事なものは、町内の企業や家庭個人による自発的な地球温暖化対策への取り組みで、自発的などということです。この自発的な取り組みをするためには相当な努力が必要ですし、その啓発は町を挙げてやるくらいの気持ちでなければこうはならないと思えますがどうでしょうか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 現状でこの目標を達成するのは、おそらく国全体でも斜里町の中でも簡単ではないと思えます。そういうことも踏まえて今回の啓発事業の中には、比較的個々でも取り組みやすい部分で、例えばクールビズもこの運動の一つの方法になっていますし、暖房や冷房の温度をいつもよりも冷房なら高め、暖房なら低めにするなどそういう取り組みも含めてとなっていますので、おそらく数値目標の達成はなかなか難しい中で国民運動というのは、まず取り組める簡単なことからでもできるだけ温暖化防止につながるようなことを、国民に啓発する趣旨ではないかと捉えています。

●木村議長 須田議員。

●須田議員 小さな努力が重なってできていくのではないかと思えます、特にこういうものは。町内の企業ばかりではなく全国の企業はこれに向かって動いていますので、そういう意味では、自発的な部分が大事です。誰かにどうかされてなっていたのでは続かないだろうし、やはり自発的な部分が大事なのでそういう努力をされるべきだと思います。

次に、14ページの学校管理費の中のグラウンド整備工事費の、グラウンド整備に関してお聞きします。先ほど若木議員から使いやすさ、使いづらさの話がありましたが、今年と来年でグラウンド整備をします。2年間でやるのですが、グラウンド周りの環境が変わってきました。大きな家や図書館が建ったり、昔とは違う感じがします。利用される子どもたちの部活やスポーツに危険を伴うという話があります。実際に野球はどうしても道路に出ていってしまうということで、何とかしてくれという話もありました。サッカーでも周りに防球ネットもありませんので、道路に出ていってしまうという話もあります。2年間で整備していくわけですからその辺も加えて、子どもたちの安全という意味で併せて考えていく必要があると思えますが、その辺はどうでしょうか。

●木村議長 菊池課長。

●菊池生涯学習課長 子どもたちの安全に考慮して施設作りをということだと思えますが、我々もそのとおりだと思えますので、どういう安全確保が必要かも含めて検討していく必要があると思えます。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでありますので、これをもちまして、議案第45号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第46号質疑 ◇

●木村議長 次に、議案第46号、平成30年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ないようでございますので、これをもちまして、議案第46号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第47号質疑 ◇

●木村議長 次に、議案第47号、平成30年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ないようでございますので、これをもちまして、議案第47号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第39号討論・採決 ◇

●木村議長 ここで、保留しておりました議案第39号、学校管理下負傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、討論採決を行います。議案第39号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号について、採決を行います。議案第39号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第39号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第44号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、保留しておりました議案第44号、斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。議案第44号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号について、採決を行います。議案第44号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第44号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第45号討論・採決 ◇

●木村議長 それでは、これから、議案第45号、平成30年度斜里町一般会計補正予算（第1回）について、討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号について、採決を行います。議案第45号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第45号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第46号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、議案第46号、平成30年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号について、採決を行います。議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第46号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第47号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、議案第47号、平成30年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第47号について、採決を行います。議案第47号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第47号については、原案のとおり可決されました。

◇ 散会宣言 ◇

●木村議長 本日はこれもちまして、散会といたします。

午後3時05分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員